

中小企業者の要件

今回の支援金は、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業を対象としています

業種	中小企業者(いずれかに該当する場合)	
	資本金額または出資総額	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他 ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

その他、対象外の業種もありますので、詳細はホームページをご覧ください

よくあるご質問(Q&A)

Q1 従業員数(被保険者数)が確認できる書類とは具体的に何ですか

A1 以下の書類のうち、いずれか1点をご準備ください
①雇用保険被保険者資格喪失届(雇用保険法第7条関係(様式第4号))
②事業所台帳異動状況照会
③事業所別被保険者台帳

Q2 対象となる「法人」は、どのような中小企業者ですか

A2 三次市内に本店(登記簿に登録されている住所地)を有する中小企業者が対象となります

Q3 支援金の対象となる従業員の条件を教えてください

A3 三次市内の事業所で働く従業員で雇用保険法の被保険者が対象者となります
(常用・パート・アルバイト・派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、
①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、②31日以上、雇用している方)

Q4 従業員を雇用していない場合でも申請できますか

A4 要件に該当すれば、申請可能です。従業員を雇用していない場合は、基礎額5万円を給付します

Q5 不動産賃貸業を営んでいる場合は、対象となりますか

A5 対象外です。ただし、「不動産紹介業(宅地建物取引業許可を有するもの)」「不動産販売業」は対象となります

Q6 申請書類の入手方法を教えてください

A6 申請書類は、三次市の公式ホームページからダウンロードが出来ます。また、市役所本庁舎1階総合案内のほか、三次商工会議所、三次広域商工会、各支所でも配布しています

※最新のQ&Aは、市ホームページにて公開していますのでご確認ください

【お問い合わせ先】

旧三次市内の事業者 ▶▶▶▶▶ 三次商工会議所 電話 0824-62-3125
旧三次市内以外の事業者 ▶▶▶▶▶ 三次広域商工会 電話 0824-44-3141
制度全般に関すること ▶▶▶▶▶ 三次市 商工観光課 電話 0824-62-6171

